

令和元年度第6回 山陽小野田市地方卸売市場運営協議会議事録

開催日時	令和2年2月13日(水) 13:25~15:20
開催場所	山陽小野田市地方卸売市場 会議室
出席者	<p>小野田中央青果株式会社 代表取締役 深井 篤 フレッシュ 高橋 真也 小野田中央青果仲買人組合 組合長 高橋 泰男 青果市場買受人組合 組合長 河内 良満 山陽地区法人・担い手連絡協議会 会長 田中 覺 (株)三昧 代表取締役 松村 正勝 消費者の会 会長 内藤 美恵子 学識経験者 村上 俊治 山口県農業協同組合宇部統括本部 営農経済部長 松永 芳明 公募委員 岩本 信子 公募委員 草田 和枝 山陽小野田市 経済部長 河口 修司 (事務局) 山陽小野田市地方卸売市場 場長 高橋 敏明 山陽小野田市 経済部農林水産課 坂根主幹、平係長、稲葉</p>
会議概要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 報告 (1) 市長への意見書の提出について 会長：1月17日、市長に意見書を持参しまして、内容説明をしました。これが運営委員会の総意であるということと、今後の体制については、プロというか市場運営に優れた方をここに置いていくべきだと皆さんから意見をいただいていますので、そのことを重点に報告させていただきました。令和2年の2月末までにこの内容について、答申について提示していただきたいと強くお願いしました。市長もこの市場のことは当然、把握されておるわけでございまして、その観点からも、市としても早急な手当てをしていきましょう。と回答いただいているところであります。具体的な回答については、今月末までということ、回答が出た時点で、事務局を通して、皆さまに召集かけたいと思います。これに携わった部分で、いろいろな情報も聞いておりまして、情報が錯そうすると中身がもれてしまうので、運営協議会で一本化ということで御説明させていただいたということです。</p> <p>(2) 山陽小野田市 委員：意見書につきまして、市長の方に提出されまして、市長の方も2月末までに方向性を示せるように内部調整を行う方向で、意見書について真摯に受け止めました。 先日2月7日に産業建設常任委員会が開催されました。簡単に御報告させていただきます。お手元に配布しております検査報告書についての委員会でもございました。これについては、報告書に書いてあるとおり、中央青果に関する売掛台帳、買掛台帳、勘定元帳をもとに検査してもらったところでございます。</p>

ここに書いてあるとおり、それぞれで売り上げ等、開差がみられるという回答がございました。台帳から検査したもので、十分なものではないということもありますので、税理士さんの指導によりまして、これをしっかり把握するためには、仕切から全部見直すということが必要であるということの御意見がございましたので、これにつきましては、中央青果が実施すべきものですが、十分ではないので、市も協力する中で対応していきたいと思っております。ただ、これには大変時間がかかるということを了承していただくということで委員会にお伝えさせていただきました。前代取の経営の責任を追及することもあるかもしれませんし、ないかもしれません。

(3) 小野田中央青果株式会社

委員：出荷奨励金につきましては、平成26年度から平成30年度の5年分を次第にあげているところでございます。出荷奨励金の支出先は全農だけでございます。全農との契約によりまして、内容は毎月の販売実績の1%を出荷奨励金として支払うというようになっております。ほかの業者とはこういう契約はないので、今のところ、全農しか支払先はないということです。

**主な質疑・意見等**

委員：出荷奨励金は、どの条項にあって、契約が全農との契約しかないとのことでしたが、契約日はいつですか？

委員：契約年月日は覚えてないです。

事務局：条例の部分だけ、事務局からお答えします。お配りしている改正案の新旧対照表の41ページに第54条ですが、改正前には、出荷奨励金という規定はございません。で、そこを明確にするために改正後につきましては、第61条で出荷奨励金の交付ということで条文を新設しているところでございます。

委員：今まではなかったという認識で良いですね。

事務局：そのとおりです。

委員：勘定科目については？

委員：勘定科目は、出荷奨励金という科目で出している。

委員：決算書上で全然、見あたりませんが・・・。

委員：決算書上は、一般管理費の中にあります。

委員：出荷奨励金のうえに完納奨励金とありますが、この説明をお願いします。

委員：完納奨励金につきましては、勘定科目の中にありますが、過去5年間みますと支払いがあったのが、30年度と28年度の2回で、支払先は全農となっております。

委員：卸売代金の期限内の完納を奨励するためと書いてありますが、期限内の完納とはどういう意味ですか。

事務局：売買参加者が卸売業者から購入した代金でございます。条例上では「すみやかに」となっておりますが、取引調整会議で（売買参加者の方と）お話した中で、運用としては、一週間以内というところをお願いさせていただいているところでございます。一週間以内の支払いを奨励するために、これ（完納奨励金）を出さないといけないというものではなくて、卸売業者が出すことができますよという規定でございます。今まで、改正前はこういった条文がなくて曖昧だったので、ここを明確にするために今回、条文を新設いたしまして規定したところでございます。

委員：規定もないのにお金を出すということがおかしいことやろ。

事務局：今までは卸の判断だけでやっていたところを、次からは明文化して、市長の承認を条件としてつけていますので、市として不公平がないかの判断をきちんとして了承するという形にしようと思います。

委員：出荷者をいかに増やすか、売買参加者をいかに増やすかを話し合わないといけない。よっぽど目玉になることをしないと、市場の改革が必要だと感じた。

会長：今まで、不明瞭であったものを明瞭にしていこうということをして市長ともお話しした。会計帳簿についても、まだまだ判断するには材料が足りない。

## 2 議題

- ・改正卸売市場法の施行に伴う市条例の改正について  
事務局から条例改正（案）について説明を行った。

### 主な質疑・意見等

委員：気になったところが、出荷奨励金と完納奨励金のところなんですけど、これは、それぞれのところときちんと契約を結ばれるのか。それと、今、1%となっておりますが、他の市場はどうなのか、それとも法的に決められているのか。

事務局：%については、条例では定めていない。そのあたりは、規則等で決めていくようになるかと思われます。他市場においては、そういう完納奨励金だけで要綱をつくっているところもありますので、そういった形で当市場も作成し、案ができた段階で皆さんにお示し、御協議いただきたいと思います。

委員：奨励金に対しての%の決め方について教えてもらいたいのですが。

事務局：そこにつきましても、他市場の状況にもよりますし、卸売業者の財政状況にもあると思いますので、この場ではお答えできませんので、市の中で協議していきたいと思います。

委員：契約するのかわからないのかと聞いたのは、「差別的取扱い」をしてはいけないという項目ができたので、今まで特約で支払いの日にちを延ばしたりしてるところも何社かあったと思うんですが、そういったところも、これからは、それぞれ全部に契約を結んでいかなくちゃいけないと思うんですが、どうですか。

事務局：おっしゃるとおり特約を結ぶにあたって売買参加者に対して差別的取扱いをしてはいけないので、契約するにしても卸売業者の判断だけでなく、市長の承認を得なければいけないという文言を入れました。また、特約を結べる基準というものをつくろうと思って調べているところです。他市場では、「特約結んでないですよ」というところがあって、ちょっとまだ検討中ではあるんですけど・・・。

委員：58条に「特別の定めをした場合はこの限りではない」と58条に「支払い猶予の特約がある限りはこの場合ではない」と書いてあるんですが、差別的取り扱いをしませんと言いながら、特約をするということが、私は納得できないのですが・・・。

委員：「第三者販売」や「直荷引き」などの言葉の意味を教えてください。

事務局：「第三者販売の禁止」とは、小野田中央青果は、売買参加者の承認を受けたもの以外に販売してはいけませんよ。という規定です。「自己買受」とは、卸売業者が出荷されたものを卸売業者が買ってはいけませんよ。ということです。「直荷引き」は仲卸業者に関する規定でして、卸売業者を通さずに荷物を引っ張ってきてはいけませんよ。ということです。

会長：皆さんよろしいでしょうか。この改正案で進めさせていただくということで。  
→委員全員承認。

議事終了  
散会